## 令和 5 年 5 月 2 日

## ○規則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 2 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第30号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

(小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成2年小田原市規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削る。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則の廃止)

**第2条** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難である と認められる場合の特別休暇の特例に関する規則(令和2年小田原市規則第7号)は、 廃止する。

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年5月8日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に行われた第1条の規定による改正前の小田原市職員の特殊 勤務手当に関する条例施行規則附則第3項各号に掲げる作業に係る感染症接触手当の 特例については、なお従前の例による。